

健康経営コンサルティング・オプション提供約款

本約款は、株式会社タニタヘルスリンク（以下「乙」と呼びます。）と、乙が提供する「健康経営コンサルティング・オプション」（以下「本オプション」と呼びます。）に関して乙と販売代理店契約を締結している株式会社フォーバル（以下「丙」と呼びます。）から本オプションの利用権を購入して本オプションを利用する事業者であるお客様（以下「甲」と呼びます。）との間に適用される甲乙間の契約（以下「本契約」と呼びます。）関係を定めるものです。

第1条（定義）

1. 本約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1）健康経営コンサルティング・オプション「タニタ健康プログラム with 健康社員」（以下「本サービス」と呼びます。）のオプション・サービスとして提供されるサービスであって、お客様が健康経営優良法人認定を受けるためのコンサルティング・サービスを含みます。

（2）会員 ASP サービスの利用資格を有しており、必要なすべての規約等に同意のうえ乙にASPサービスの会員登録を申し込み、乙がこれを受諾した個人。当該利用資格は、乙および丙の同意を条件として甲が定めた範囲の者に限るものとします。

利用資格例： 甲の社員および役員（社長を含む）

第2条（適用および会員規約）

1. 本約款は本オプションの利用に関して、甲および乙に適用されるものです。甲は本オプションの利用に際し、本約款を誠実に遵守するものとします。

2. 丙との間で適用される健康経営コンサルティング・オプション利用約款が、本約款と競合する場合および本約款で定めていない事項を定めているときには、当該丙との間で適用される健康経営コンサルティング・オプション利用約款が優先して適用されるものとします。

第3条（本オプションの継続条件等）

1. 甲が丙のアイコンサポートサービスの利用を終了した場合でも、本契約は継続するものとします。
2. 本オプションの提供は、タニタ健康プログラム with 健康社員提供約款の締結に基づく有効な契約（以下「原

契約」といいます）の存続を条件とします。原契約が終了となった場合、本契約も同時に終了し、オプションの提供は、原契約の終了の日をもって停止されるものとします。

第4条（本オプションの提供方法）

1. 本オプションの利用を希望する甲は、本約款の内容を承諾したうえで、乙所定の方法により乙に申し込むものとします。
2. 前項に基づき、甲が本オプションの利用を乙に申し込んだ場合、乙は、甲が本約款に同意したものとみなします。
3. 本契約は、第1項の申込みに対する乙の審査及び承諾をもって成立するものとします。ただし、審査に合格しない場合は、本契約は成立しなかったものとします。
4. 前項における乙の審査及び承諾は、乙の裁量によるものとします。
5. 本オプションの利用に必要なインターネット環境その他通信環境については、甲の費用と責任において、これを用意するものとします。
6. 本オプションの提供区域は、日本国内に限られるものとします。
7. 当社は甲の利用状況を確認する場合その他乙が必要と判断した場合は、電子メールその他の方法により、甲に連絡することができるものとします。

第5条（乙の責任並びに最低契約期間）

1. 本オプションには、甲が健康経営優良法人認定を受けるためのコンサルティングを含みますが、いかなる意味においても、乙は、甲が当該認定を必ず受けられることを保証するものではありません。
2. 本オプションには、甲が健康経営優良法人認定を受けるための手続の支援を含みますが、当該手続は甲自身によって行われるものであり、乙は甲の代理を行いません。また、乙は、甲が行うべき手続および作業の期限管理について最終的な責任を負いません。
3. 健康経営優良法人の認定を受けるためには、甲は、所定の法令遵守を行っていることを証する必要がある、そのための準備や費用負担は甲自身により行うものとします。
4. 健康経営優良法人の認定を受けるためには一定の期

間を要し、いかなる方法によっても一定以上その期間を短縮することはできないことを甲は理解するものとします。

5. 本オプションの契約期間は2年を最低とし、契約開始から2年を経過するまでは解約をすることができないものとします。また、更新された1年間の契約期間においても、中途解約はできないものとします。上記当初の2年間及び更新された1年間の契約期間内に解約した場合には、所定の違約金を丙にお支払いいただきますので、ご注意ください。

第6条（対価）

本オプションの対価（以下「対価」と呼びます）については、甲が丙と合意した内容に従い、丙に支払うものとします。

第7条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本サービスおよび本オプションに関する丙との契約が成立していることを条件として、甲および会員が必要な約款および規約等に同意のうえ乙との契約が締結された日から有効とし、本契約の適用される本サービスおよび本オプションに係る丙と甲との契約（健康経営コンサルティング・オプション利用約款が適用される契約）の有効期間が終了するまでとします。

2. 乙と丙との販売代理店関係が終了した場合、甲および乙は、いずれかの当事者からの申し入れにより、直接取引を前提として契約条件の変更について協議を行うものとします。

第8条（契約終了）

1. 本契約は、前条の規定に基づいて終了する場合のほか甲への本オプションの提供につき、乙による健康プログラムまたは本オプションの適切な運営を妨げるやむを得ない事由が生じたときは、適切な運営を継続し得る最終日において本契約は終了します。この場合、乙は速やかに当該事由および当該最終日を甲に通知するものとします。

2. 前条または前項により本契約が終了した後も、本契約に基づき既に発生している未履行の債務についてはその本旨に従った履行があるまで、また次条以下に定める権利義務についてはその性質に従って消滅すべき時まで、なお存続するものとします。

第9条（タニタ健康プログラム with 健康社員提供約款の適用）

タニタ健康プログラム with 健康社員提供約款第3条（個人情報の取扱い）、第5条（秘密保持、著作権等）、第8条（費用負担）、第9条（免責）、第10条（損害賠償の制限）、第11条（反社会的勢力の排除）、第12条（契約譲渡）、第13条（契約解除）、第14条（約款の変更）、第15条（疑義解決）、第16条（合意管轄）の規定は、本契約に適用されるものとします。

（以下余白）